

目的

- ① 利用者が事業者の**安全性向上**の取組を簡便に確認できるようにし、利用者の**安心に資する**制度とする。
- ② 利用者による事業者の評価・選択を通じて、**安全性の向上**のための事業者の取組を促進する。

制度の位置づけ

事業者の申請に基づく**任意**の制度。事業者単位で評価。

対象者

不定期航路事業者

評価方法

評価認証団体による書類審査。評価認証団体の要件は次のとおり。

- ① 旅客船事業についての知見を有すること
- ② 被評価者である事業者に対し中立的であること
- ③ 全国的組織を有し、多数の申請に対応できること

認証期間

3年（上位マーク取得事業者は6年）

評価認証の方法

〈申請要件〉

- ① 事業許可取得（又は届出）後、3年以上経過していること。
- ② 過去3年間に、行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けていないこと
- ③ 過去に認証の取消しを受けた際の欠格期間に該当していないこと。

〈評価項目〉

大項目

I. 安全性に対する取組状況

・「**海難防止**」「**救命**」「**乗客への情報提供**」の3つの観点から評価。

II. 運輸安全マネジメントの取組状況

評価基準は、安全性を評価するものではなく、事業者が法令遵守していることを確認した上で、それを超える上乗せの**安全性向上に積極的に取り組んでいる**ことを評価。

- マークを取得している事業者が、次の申請において再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。
- 上位マークを取得した事業者は、マークの有効期間を延長する。その次の更新で、再び左記の条件を満たした場合は、上位マークを付与。

〈認証の取消し〉

- 認証事業者が以下のいずれかに該当した場合は、認証の取消しを行う。
- 認証を取り消された事業者は3年間申請できない。
 - ア.不正申請等により認証を受けたことが確認された場合
 - イ. 認証期間内に認証事業者が行政処分又は安全の確保に係る行政指導を受けた場合